

判例比較をもとにした欧州、アジア、米国における 知的財産法制の在り方

The comparative research of IP Law Systems in Europe, Asia and US from
the perspective of precedents

H25助人14

代表研究者	高 林 龍	早稲田大学 法学学術院 教授
	<i>Ryu Takabayashi</i>	<i>Professor, Faculty of Law, Waseda University</i>
共同研究者	上 野 達 弘	早稲田大学 法学学術院 教授
	<i>Tatsuhiko Ueno</i>	<i>Professor, Faculty of Law, Waseda University</i>
共同研究者	今 村 哲 也	明治大学 情報コミュニケーション学部 准教授
	<i>Tetsuya Imamura</i>	<i>Associate Professor, School of Information and Communication, Meiji University</i>
共同研究者	ラードマッハ クリストフ	早稲田大学 法学学術院 准教授
	<i>Christoph Rademacher</i>	<i>Associate Professor, Faculty of Law, Waseda University</i>
共同研究者	小 川 明 子	早稲田大学 知的財産法制研究所 招聘研究員
	<i>Akiko Ogawa</i>	<i>Adjunct Researcher, Research Center for the Legal System Intellectual Property, Waseda University</i>

The present research shall integrate a continuing project that has been performed by the Research Center of Legal Systems for the Intellectual Property (RCLIP) since 2003 about global intellectual property law systems. This project focuses mainly in Asian countries and analyzes the current legal systems and seeks potential harmonization of judiciary proceedings.

Considering that intellectual property is an immaterial property, it is not physically restricted to a single territory. Therefore, it becomes necessary for protection to be obtained in different jurisdictions. This global characteristic incentives harmonization through international treaties, such as the Paris Convention for industrial properties, Berne Convention for copyright and the TRIPs agreement. Also, on the same level that harmonization of legal systems is relevant, enforcement is equally important.

However, for a better analysis, further research in the U.S. and some selected countries from Europe and more is desirable. Also, a deeper approach in China is required because the numbers of the court cases and specialized courts have increased dramatically.

Considering this scenario, it is understood that it is necessary to research the establishment of specialized intellectual property courts in China, in comparison with the U.S., Thailand, European countries and Japan.

In the U.S., the Court of Appeals for the Federal Circuit, CAFC, was established in 1982, as a part of the pro-patent policy, with the purpose of unifying case law. Further, we study the situation of Thailand, where the intellectual property court system was taken in 1997, which was remarkably early in Asian countries. In Europe, we consider the discussion on the development of a common intellectual property court, which faces the issue of unifying different jurisdictions. At the end, we analyzed the situation of Japan, where the Intellectual Property Court was set up in 2005.

研究目的

企業活動・情報伝達の高度化に伴い、知的財産紛争(知財紛争)が増加、とりわけ国境を越えた知財紛争の傾向が大となっている。このような状況下において、アジアを中心としつつも米国や欧州も比較対象にして、知財各分野での理論的・事例的な国際比較研究を行う。知的財産法制度の特質を探究することは、特許、商標、著作物などを活性化するための知的財産法制が構築され、適切な適用が図られることに資することになる。

また、法制度が出来てもこれに迅速適切な法執行が伴わなければ意味がない。そもそも、知的財産権の侵害に対して裁判による規制に期待ができず、行政的措置などにすぎない状態では、予測可能で恒常的な紛争解決を望むことはできない。知的財産権侵害の対処には、どのような司法制度が構築されており、現実にはどのように運用・執行されているかを知ることが、国際的なビジネスを展開する企業にとって必須情報ということができる。

本研究では特に知的財産訴訟の専門裁判所を設立して知的財産関係訴訟を扱うことの功罪を調査研究し、主として中国で設立予定の知的財産専門裁判所の望むべき姿について考察を加えることを目的とする。わが国のほか米国、タイ及び欧州の実態を比較対象として取り上げる。

概 要

本研究は、早稲田大学知的財産法制研究所(RCLIP:2013年までは早稲田大学知的財産法制研究センター)として、2003年以来継続しているアジアを中心としつつも世界を視野に入れた知的財産法制、特に裁判手続の現状分析とその調和を目指す研究の一環をなすものである。

無体財産は有体財産のように物理的に管理支配することができないから、法的保護があつてこそその存在であるが、保護すること自体に意味があるのではなく、これを有効適切に活用することこそが重要である。しかし、無体財産は結局は情報であるから、国境を超えて容易に伝播し、国単位での保護では全く不十分であつて、知的財産保護に対する国際的な取り組みが必須であることは、工業所有権保護に関するパリ条約の成立や著作権保護に関するベルヌ条約の成立がいずれも1880年代であったことから容易に理解できる。そして、長年月を経たとはいえ多くの国が加盟している世界貿易機関(WTO)の知的所有権の貿易関連側面に関する協定(TRIPs協定:1995年)によって知的財産保護法制はある程度の基準で共通化されるに至っている。しかし、仏を作っても魂が入ってなければ意味がないのと同様に、法制度が出来てもこれに迅速適切な法執行が伴わなければ、これまた意味がない。そもそも、知的財産権の侵害に対して裁判による規制に期待ができず、行政的措置などにすぎない状態では、予測可能で恒常的な紛争解決を望むことはできず、恣意的で断片的な解決があるいは賄賂などの手段で諮られることにもなりかねない。これでは紛争解決に対する国際的な信用を確保することは不可能であり、企業としてその国に対する投資への大きな障害となるのは明らかである。その意味で、法による保護が必須である無体財産の侵害に対する紛争解決は、司法によるそれが王道であり、投資先と目される国には知的財産権侵害に対処するどのような司法制度が構築されており、現実にはどのように運用・執行されているかを知ることが、国際的なビジネスを展開する企業にとって必須情報ということができる。

そこで本研究ではアジアを中心としつつも米

国や欧州などの枢要な国々で知的財産紛争を扱う裁判制度と具体的な審理や判決および判決の執行状況の実際について引き続いて調査研究を行うこととした。特に知的財産権の活用の面でも発展著しい中国では、近時、知的財産の訴訟案件数が飛躍的に増加し、これに対応するための知的財産訴訟を担当する裁判官の教育・養成に力を入れており、さらには知的財産専門裁判所の設立計画が具体化されつつある。中国は現在、わが国の貿易対象国として常に米国と肩を並べており、これに伴い、日本企業が中国の裁判所に知的財産関係の訴訟を提起する場合ばかりではなく、中国の特許権者から訴訟を提起されて被告となる場合も増加しており、中国が世界の特許訴訟フォーラムの中で重要な地位を占めるようになる日も近いものと思われる。そこで本研究では特に知的財産訴訟の専門裁判所を設立して知的財産関係訴訟を扱うことの功罪を、中国に先立ち知的財産専門裁判所を設立しあるいは設立に向けた準備をしている国の知見を交えて調査研究し、主として中国で設立予定の知的財産専門裁判所の望むべき姿について考察を加えた。

もちろん最初に中国における知的財産訴訟の現状や専門裁判所設立構想について知識を得たうえで、比較対象とした国は、わが国のほか米国、タイ及び欧州である。米国においては1982年にプロパテント政策の一環として控訴審段階での判例の統一を図ることをもひとつの目的として連邦巡回控訴裁判所(CAFC)が設立されたこと、またその判例が米国ばかりではなく世界中で注目されるといった事実上の影響力を有していることはよく知られている。そこで、本研究でも米国の知的財産専門裁判所の設立とその運用を概観した。次にタイ王国である。知的財産専門裁判所としてタイに着目したのはその設立が1997年でありアジアの中で

も飛びぬけて早かったことによる。しかしタイ王国の中央知的財産国際貿易裁判所(IP&IT裁判所)はその設備の充実や英語による審理も行われるといった手続の先進性ととも、審理対象のほぼすべてが知的財産侵害刑事事件であるといった特殊性を有している。刑事事件を主とした審理を専門裁判所で行う理由やその功罪もまた研究しておくべき事柄である。さらに欧州においては、EU(欧州連合)単位で知的財産訴訟を統一して扱う裁判所を設立する構想もあるが、国を跨いだ統一裁判所を設立することは容易ではなく、このことは広大な国に幾つかの専門裁判所を設立しようとする中国の参考になりうるものと思われる。そして最後に2005年に知的財産専門裁判所を設立したわが国について検討を加えたうえで、裁判制度のユーザーの立場にあるわが国の企業として、各国で知的財産侵害訴訟に実際に携わった経験を踏まえた要望についても意見聴取を行い、研究を総括した。

— 以下割愛 —